

ますます、いよし。



伊予市

保育施設利用のてびき

「あじの五勇士」



ハモのすけ



おタイ



ミカンまる



クリベえ



ビワひめ

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地

伊予市市民福祉部子育て支援課（TEL：089-982-1119）

< 目 次 >

1 利用申込みの前に.....	1
(1) 教育・保育給付認定.....	1
(2) 申込みができる施設は？（フローチャートで確認）.....	1
2 利用申込みについて【2号認定・3号認定（保育認定）】.....	2
(1) 申込みの流れ.....	2
(2) 利用申込み期間及び申込場所 等.....	3
○ 年度当初（4～6月）からの利用希望.....	3
○ 年度途中からの利用希望.....	3
○ 市外施設を利用希望する場合の注意事項.....	3
(3) 利用申込みに必要な書類.....	4
○ 必要書類一覧表（ご確認ください。）.....	4
(4) 保育必要量について.....	5
○ 保育必要量の認定要件（入所要件）.....	5
○ 保育必要量の区分（標準時間・短時間）.....	6
3 利用申込みについて【1号認定（教育認定）】.....	6
(1) 利用申込み期間及び申込場所 等.....	6
4 入所の審査・内定.....	7
(1) 入所審査・選考.....	7
(2) 結果通知（利用内定・保留）.....	7
5 入所にむけて.....	7
(1) 利用内定施設での面談等.....	7
(2) 利用契約の締結.....	7
6 保護者の自己負担（保育料・給食費・諸雑費）.....	8
(1) 保育料（利用者負担額）.....	8
○ 保育料の算定方法.....	8
○ 父母以外の市民税額を合算する場合.....	8
○ 保育料の金額及び納付.....	8
○ 保育料一覧表（月額）.....	9
○ 保育料の多子世帯に対する減免措置.....	9
(2) 給食費（食材料費）.....	10
○ 主食費（ご飯やパン）.....	10
○ 副食費（おかず）の算定方法.....	10
○ 副食費の多子世帯に対する減免措置.....	10
(3) 諸雑費.....	10
7 特定教育・保育施設一覧表.....	11
(1) 保育所（公立・私立）.....	11
(2) 認定こども園（公立・私立）.....	11
(3) 小規模保育園（私立のみ）.....	11
8 こんなときには変更手続きが必要です！.....	12

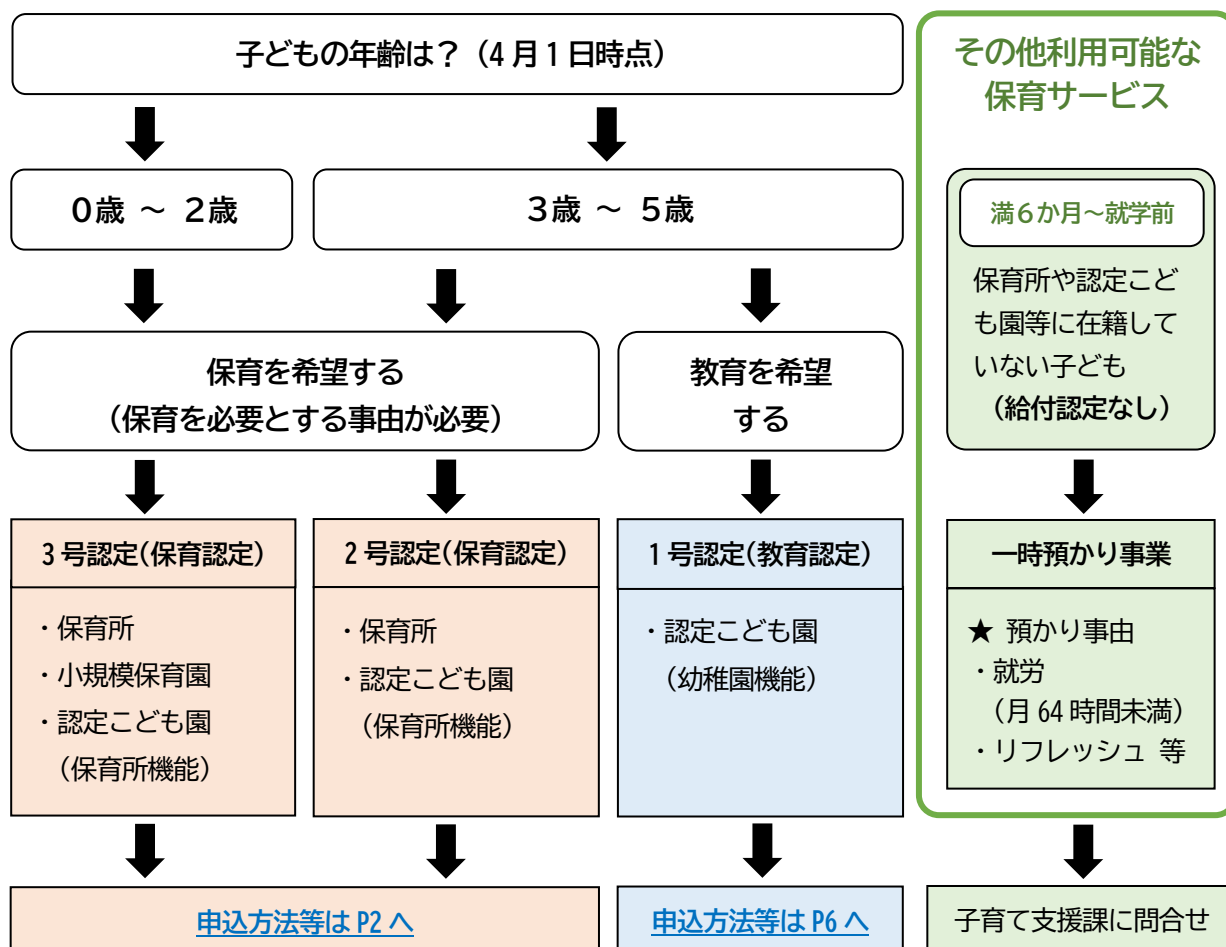
1 利用申込みの前に

(1) 教育・保育給付認定

特定教育・保育施設（保育所・認定こども園等）を利用する場合は、子どものための教育・保育給付の認定を受ける必要があります。（※認可外保育施設を利用する場合は教育・保育給付認定は不要です。ただし、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けられる場合がありますので、詳細は子育て支援課にお問合せください。）

給付認定区分		年齢	対象となる子ども	給付認定について
1号認定 (教育認定)	標準時間	3歳以上	教育を必要とする子ども	入園決定後、給付認定の手続きを行います。
2号認定 (保育認定)	標準時間	3歳以上	保育の必要な子ども	入所申込みと併せて給付認定の手続きを行います。（申請書は入所申込書と一体です。）
	短時間			
3号認定 (保育認定)	標準時間	3歳未満		
	短時間			

(2) 申込みができる施設は？（フローチャートで確認）



※ 認定こども園（幼稚園機能）は、満3歳になれば入園できる施設があります。

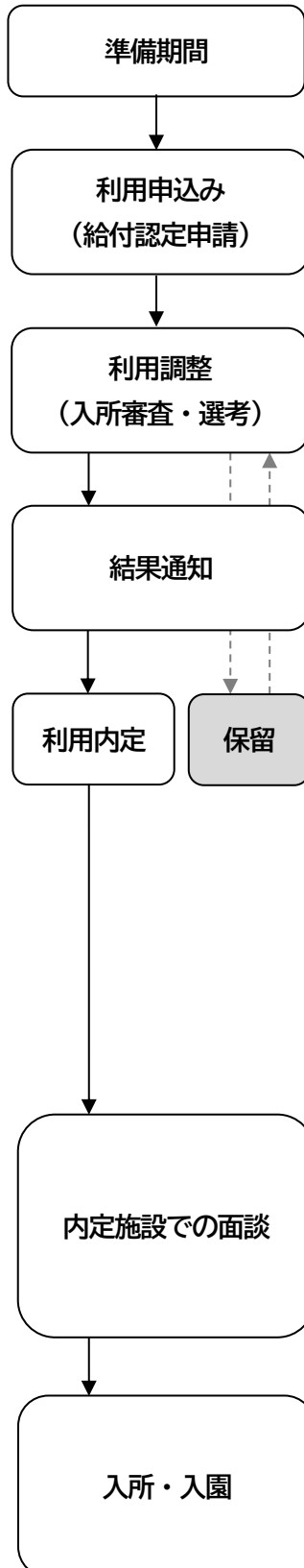
満3歳で入園できる施設の詳細は、入園を希望する施設に直接お問合せください。

※ 急な用事（通院など）や里帰り（出産・介護）、リフレッシュ等で一時的に保育が必要になったときは「一時預かり事業」が利用できる場合がありますので、子育て支援課にお問合せください。

2 利用申込みについて【2号認定・3号認定（保育認定）】

(1) 申込みの流れ

必要書類は、子育て支援課窓口又はホームページより取得してください。



- ・子育て支援課窓口で申込み概要を確認
- ・施設の見学（施設に直接お問合せください。） など

申込期間内に申込み（次ページを参照）

※ 先着順ではありません。

※ 必要書類に不足がある場合は受付できません。

希望施設や年齢毎に、施設の受入可能な人数に応じて優先順位の高い子どもから利用決定します。

入所希望月の前月 10 日頃に住所地に送付

（例：7 月入所希望 → 6 月 10 日頃）

※ 入所審査・選考状況により前後する場合があります。

結果通知は初回審査・選考時のみ（以下のいずれかを送付）

利用内定	・利用者負担額決定通知書または副食費決定通知書
保留	・保育所入所保留通知書 ※ <u>状況に変更がなければ当該年度内は毎月審査・選考を行い、入所可能になれば、事前にご連絡し意向を確認します。</u>

利用内定した場合、内定施設で面談（子ども同伴）を実施

※ 子どもに障がい等がある場合、施設が増員（施設での生活をサポートする職員の必要性について判断し、施設の職員数等の関係で入所・入園ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



(2) 利用申込み期間及び申込場所 等

○ 年度当初（4～6 月）からの利用希望

申込期間	10 月初日 から 10 月末日 まで
申込場所	伊予市子育て支援課窓口（平日：8 時 30 分から 17 時 15 分まで） ※ 土日・祝日は受付できません。 ※ 末日が休みの場合、直前の開庁日が締切となりますので、ご注意ください。 ※ 窓口で聞き取りを行いますので、郵送での申込みはできません。
結果通知	2 月中旬頃 ※ 結果通知の発送は、入所審査・選考状況により前後する場合があります。 ※ 入所保留（待機）となった場合、状況に変更がなければ当該年度内は毎月審査・選考を行い、入所可能になれば、事前にご連絡し意向を確認します。

○ 年度途中からの利用希望

入所希望月	申込期間	申込場所
4 月	1 月初日 から 2 月末日 まで	伊予市子育て支援課窓口 (平日：8 時 30 分から 17 時 15 分まで) ※ 土日・祝日は受付できません。 ※ 末日が休みの場合、直前の開庁日が締切となりますので、ご注意ください。 ※ 4～6 月入所の状況により入所保留(待機)となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
5 月	2 月初日 から 3 月末日 まで	
6 月	3 月初日 から 4 月末日 まで	
7 月	4 月初日 から 5 月末日 まで	
8 月	5 月初日 から 6 月末日 まで	
9 月	6 月初日 から 7 月末日 まで	
10 月	7 月初日 から 8 月末日 まで	
11 月	8 月初日 から 9 月末日 まで	
12 月	9 月初日 から 10 月末日 まで	
1 月	10 月初日 から 11 月末日 まで	
2 月	11 月初日 から 12 月末日 まで	
3 月	12 月初日 から 1 月末日 まで	
結果通知	入所希望月の前月 10 日頃 ※ 結果通知の発送は、入所審査・選考状況により前後する場合があります。 ※ 入所保留(待機)となった場合、状況に変更がなければ当該年度内は毎月審査・選考を行い、入所可能になれば、事前にご連絡し意向を確認します。	

○ 市外施設を利用希望する場合の注意事項

※ 上記の申込期間は、伊予市内の施設を希望する場合の期間となります。
伊予市外の施設を申込み場合は、希望する自治体に条件等を満たしているかご確認ください。
満たしている場合は、その自治体が定める申込期限内に伊予市に必要書類をご提出ください。

(3) 利用申込みに必要な書類

○ 必要書類一覧表（ご確認ください。）

- ☐ 申込みの際は、窓口に来る方の本人確認ができるもの（免許証など）をご持参ください。
- ☐ 父母以外の方が代理で申請書を提出する場合、委任状が必要となります。

全 員	☐ 子どものための教育・保育給付費認定申請書（現況届）兼特定教育・保育施設等入所申請書
-----	--

十

保育を必要とする事由が確認できる書類 （該当事由により提出書類が異なります）	会社勤務 パート 等	☐ 就労証明書（勤務先又は支店、派遣先等が作成したもの）
	就労 自営業 農林漁業 等	☐ 就労証明書（事業主が作成したもの） ☐ 自営業等を営んでいることが証明できる書類 （営業許可書、登記事項証明書、青色申告開業届、直近の確定申告書、 売上伝票、売買契約書の写し など）
	内職 等	☐ 就労証明書（請負先が作成したもの）
	介護・看護	☐ 申立書（状況及び時間等について詳しく記入してください。） ☐ 次のいずれかの書類（介護・看護が必要な方の書類） ・診断書の写し ・身体障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し
	就学・職業訓練	☐ 在学証明書又は職業訓練の受講証明書 等 ☐ カリキュラム表（在学期間、時間割等が確認できるもの）
	妊娠・出産	☐ 母子健康手帳の写し（母の氏名と出産予定日が確認できるページ）
	疾病・障がい	☐ 申立書（状況及び期間等について詳しく記入してください。） ☐ 次のいずれかを提出ください。 ・診断書の写し ・療育手帳、身体障害者手帳、障害年金の年金証書等の写し
	災害復旧	☐ 申立書（保育が必要な状態であることを詳しく記入してください。） ☐ 罹災証明書 等
	求職活動	☐ 勤務・内職・自営予定書 （入所後2か月以内に勤務先を決定し、就労していることが確認できる証明書を提出してください。事業所等の都合により提出が遅れる場合は、必ず利用施設又は子育て支援課までご連絡ください。）
	虐待・DV	☐ 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書 等
	その他	☐ 市長が必要と認めた書類
注意事項	※ 発達や薬の服用、その他心身に不安等がある場合、申込時にお知らせください。 ※ 兄弟姉妹で2人以上の入所を希望する場合、申請書以外は1部の提出で構いません。 ※ 上記とは別に必要な書類の提出を依頼する場合があります。 （所得課税証明書、家族全員のマイナンバーが分かるもの など）	

(4) 保育必要量について

○ 保育必要量の認定要件（入所要件）

保育所等への入所には、保護者が次の要件を満たしている必要があります。保護者が複数名（父母など）いる場合は、次のいずれかの要件を保護者全員が満たす必要があります。

保育を必要とする事由	保育必要量 (認定要件・区分)	認定期間	備考
就労	就労に要する時間が月平均で以下の基準を満たすこと。 ・標準時間（120 時間以上） ・短時間（64～120 時間未満）	卒園まで (退職や退学等により保育を必要とする事由がなくなった場合、その日の属する月の末日まで)	・就労、介護・看護、就学に要する時間が、月 64 時間未満の場合は、保育の必要な事由として認められません。 <u>これらのうち「就労」の場合は、求職活動の認定となります。</u> ※就労時間が 120 時間未満の場合でも、勤務時間や通勤時間等を考慮し、「標準時間」の認定になる場合があります。
介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護を行う場合で、要する時間が月平均で以下の基準を満たすこと。 ・標準時間（120 時間以上） ・短時間（64～120 時間未満）		
就学・職業訓練	専門学校等の就学や職業訓練を受ける場合で、要する時間が月平均で以下の基準を満たすこと。 ・標準時間（120 時間以上） ・短時間（64～120 時間未満）		
妊娠・出産	第 2 子以降の子の妊娠又は出産の場合 ・標準時間	出産予定月＋産前産後の各 3 か月間 (最長：7 か月間)	(例) 出産予定が 9 月の場合 → 6 月～12 月まで
疾病・障がい	病気やケガの療養の場合や障がいにより家庭での保育が困難な場合 ・標準時間	病気等：療養期間 障がい：卒園まで	
災害復旧	震災や風水害、火災などの災害のため、その復旧にあたる場合 ・標準時間	災害復旧に要する期間	
求職活動	求職活動を継続的に行う場合や起業準備を行う場合 ・短時間	求職活動に要する期間 (原則：2 か月間)	・2 か月以内に就労できない場合は、退所となります。
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合 ・標準時間	卒園までの期間	
その他	事由により判断	事由により判断	

※ 育児休業を理由に新規での申込みはできません。ただし、継続の場合は育児休業終了後に第 2 子以降の子どもの申込み及び職場復帰を条件に短時間での在園が可能となる場合があります。

※ 長期（1 か月以上）にわたり登園しない（できない）場合は、退所となる場合があります。

※ 勤務先（勤務時間）の変更や求職活動から勤務先が決定した場合などは、必ず子育て支援課へご連絡ください。[【こんなときには変更手続きが必要です！（P12 参照）】](#)

○ 保育必要量の区分（標準時間・短時間）

保育を必要とする事由（就労証明書等）や状況によって、保育必要量（標準時間・短時間）を認定します。

【 [P11 特定教育・保育施設一覧](#) 】に各施設の保育時間等を掲載



※ 延長保育の実施及び負担金は各施設で異なりますので、希望する施設に直接お問合せください。

※ 「標準時間」で認定された場合、希望により「短時間」に変更することができます。

3 利用申込みについて【1号認定（教育認定）】

(1) 利用申込み期間及び申込場所 等

	公立施設	私立施設
申込期間	P3 申込期間参照	希望する施設に直接お問合せください。
申込場所	(新規) 伊予市子育て支援課 (継続) 利用中の施設	(新規・継続) 希望する施設
申込方法	子育て支援課にお問合せください。	希望する施設に直接お問合せください。

※ 認定こども園（幼稚園機能）のみの利用希望の場合、[2 利用申込みについて【2号認定・3号認定（保育認定）】](#)の手続きは不要です。

※ 入園決定後に「教育・保育給付認定」について、各園を通じて案内いたします。

※ 各施設で定めた教育標準時間外でも利用できる場合がありますので、詳しくは子育て支援課にお問合せください。

※ 条件によって「1号認定」から「2号認定」への切替えが可能な場合がありますので、詳しくは子育て支援課にお問合せください。

4 入所の審査・内定

(1) 入所審査・選考

- ・ 申込人数や施設の運営体制等を踏まえ、各施設と協議し、毎月審査・選考を行います。
- ・ 入所の決定は、申込順（先着順）ではなく、保育を必要とする事由や世帯の状況等から総合的に判断し、優先順位の高い子どもから入所を決定します。
- ・ 保育料等の滞納（過年度分、兄弟姉妹の滞納を含む。）がある場合は、入所の選考に影響します。
- ・ 市外施設を申込（広域利用）する場合、入所希望先の自治体が入所の審査・選考を行います。
- ・ 申請を取り下げる場合は、他の審査・選考に影響しますので、早めにご連絡ください。

(2) 結果通知（利用内定・保留）

- ・ 入所審査・選考後に結果通知として以下の書類を送付します。（初回の審査・選考時のみ）

利用内定	・ 利用者負担額決定通知書または副食費決定通知書
保留	・ 保育所入所保留通知書 ※ 状況に変更がなければ当該年度内は毎月審査・選考を行い、入所可能になれば、事前にご連絡し意向を確認します。 ※ 申請時から内容に変更（希望施設の変更など）がある場合は、子育て支援課窓口にて書類への記入が必要となります。

※ 入所日は入所希望月の1日からになります。（月途中の入所はできません。）

5 入所にむけて

(1) 利用内定施設での面談等

- ・ 利用内定した場合、送付する決定通知書に記載の施設と入所前に面談が必要となりますので、施設に内定した旨をご連絡ください。
- ・ 内定施設と日程調整を行い、当日は子ども同伴での面談となります。
- ・ 面談では、家庭環境やアレルギーなどについて調査や聞き取りを行います。
- ・ 年度当初の入所の場合、面談に併せて入所内定者に対する説明会を実施する場合があります。
- ・ 子どもに障がい等がある場合、施設が増員（施設での生活をサポートする職員の必要性について判断し、施設の職員数等の関係で入所・入園ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 利用契約の締結

- ・ 施設の利用契約は、利用者負担額決定通知書または副食費決定通知書の発送及び面談後の結果をもって契約締結とします。

6 保護者の自己負担（保育料・給食費・諸雑費）

(1) 保育料（利用者負担額）

○ 保育料の算定方法

- ・ 保育料は、子どもの年齢（当該年度4月1日時点）及び市民税額（住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除を差し引く前の税額）により算定します。
- ・ 毎年4月（前年度市民税額）と9月（当該年度市民税額）に保育料の切替えを行います。

【保育料（利用者負担）のイメージ】											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（前々年分所得）の 市民税額により算定					当該年度（前年分所得）の 市民税額により算定						

- ・ 原則、父母の市民税額を合算して算定しますが、祖父母等の市民税額を合算する場合があります。（後述：「父母以外の市民税額を合算する場合」を参照）
- ・ 対象年度の市民税額が未確定（未申告、税関係書類の未提出など）の場合、税額が確定するまで（申告があるまで）、**最高額で算定（P9に掲げる表の階層区分C10に該当）**しますので、早急に申告等を行ってください。
- ・ 税額の再調査等により、税額が変更になった場合、対象月にさかのぼって保育料を変更し、追徴・還付の対象となる場合があります。（ただし、前年度以前の分については対象外）

○ 父母以外の市民税額を合算する場合

- ・ 父母の収入のみでは生計が成り立っていないと判断した場合、同居している親族（祖父母等）のうち最も収入が多い者を「家計の主宰者」として認定し、その者の市民税額を合算し、保育料を算定します。**（※住民票上は別世帯であっても、同一敷地内（同一地番）の場合、同居とみなします。）**
- ・ 保育料の切替え時期（毎年4月と9月）には、上記内容について最新の状況を確認し、算定します。

○ 保育料の金額及び納付

- ・ 保育料は、月単位で決定しますので、月途中の退園や欠席により利用日数が少ない場合であっても1か月分の保育料となります。（日割り計算はありません。）
- ・ 保育必要量の変更等により保育料が変わる場合には、利用者負担額決定通知書でお知らせします。
- ・ 保育料は、指定された支払期日までにお支払ください。（支払期日の翌月20日を過ぎても滞納している場合、督促手数料が発生します。）
- ・ 保育料に滞納がある場合、申出により児童手当の支給額を保育料の支払に充てることができます。対象者には、関係書類を送付します。

○ 保育料一覧表（月額）

- ・ 3歳以上（4月1日時点）の場合、保育料は**無償（0円）**となります。
- ・ 年度途中で3歳になる場合は、その年度末までは「2歳児」扱いとなり、保育料が**無償（0円）**となるのは次の年度からになりますので、ご注意ください。
- ・ 要保護世帯とは、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）等がいる世帯を示します。

階層区分			0～2歳		3歳以上
			2号認定/3号認定		1号認定
			標準時間	短時間	2号認定
A	生活保護世帯		0円	0円	無償 (0円)
B	市民税非課税世帯		0円	0円	
C1	市民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)	一般世帯	16,000円	15,800円	
		要保護世帯	7,500円	7,400円	
C2	市民税所得割 1円以上 48,600円未満	一般世帯	19,000円	18,700円	
		要保護世帯	7,500円	7,400円	
C3	市民税所得割 48,600円以上 77,101円未満	一般世帯	25,000円	24,600円	
		要保護世帯	7,500円	7,400円	
C4	市民税所得割 77,101円以上 97,000円未満		27,000円	26,500円	
C5	市民税所得割 97,000円以上 133,000円未満		36,000円	35,400円	
C6	市民税所得割 133,000円以上 169,000円未満		40,000円	39,300円	
C7	市民税所得割 169,000円以上 235,000円未満		42,000円	41,100円	
C8	市民税所得割 235,000円以上 301,000円未満		54,000円	53,000円	
C9	市民税所得割 301,000円以上 397,000円未満		57,000円	55,800円	
C10	市民税所得割 397,000円以上		60,000円	58,400円	

○ 保育料の多子世帯に対する減免措置

- ・ 第2子に該当する場合は、保育料が**半額に減免（上表参照）**されます。
- ・ 第3子以降に該当する場合は、保育料が免除され、**無料（0円）**になります。
- ・ 階層区分C1～C3の要保護世帯の場合、第2子以降が免除され、**無料（0円）**になります。

【 第1子～3子の数え方 】

階層区分			第1子～3子の数え方
A	生活保護世帯		第1子～3子に関わらず全員無料（0円）
B	市民税非課税世帯		
C1	市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）		年齢や利用施設に関わらず、同一生計内の全ての子どもを年齢順に数えます。
C2	市民税所得割 1円 以上 48,600 円未満		
C3	市民税所得割 48,600 円 以上 57,700 円未満	要保護世帯	
	市民税所得割 57,700 円 以上 77,101 円未満	一般世帯	
C4 ～ C10	市民税所得割 77,101 円 以上		小学校就学前で幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育園等を利用している子どもを年齢順に数えます。

(2) 給食費（食材料費）

- ・ 0～2 歳（4 月 1 日時点）の場合、給食費は保育料に含まれています。
- ・ 3 歳以上（4 月 1 日時点）の場合、**給食費の支払が必要です。**（後述：主食費、副食費参照）

○ 主食費（ご飯、パン）

	公立施設	私立施設
主食費	(月額) 700 円	施設により主食費の金額等が異なりますので、施設に直接お問合せください。

○ 副食費（おかず、おやつ）の算定方法

- ・ 副食費は、『[保育料の算定方法 \(P8 参照\)](#)』と同様の算定方法により決定します。
- ・ 副食費の月額、下表のとおりです。

階層区分		1 号認定		2 号認定	
		公立	私立	公立	私立
A	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
B	市民税非課税世帯				
C 1	市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）				
C 2	市民税所得割 1 円 以上 48,600 円未満				
C 3	市民税所得割 48,600 円 以上 57,700 円未満				
	市民税所得割 57,700 円 以上 77,101 円未満	4,500 円	施設の定める額	4,500 円	施設の定める額
	要保護世帯 一般世帯				
C 4～ C 10	市民税所得割 77,101 円 以上	4,500 円	施設の定める額	4,500 円	施設の定める額

○ 副食費の多子世帯に対する減免措置

- ・ 第 3 子以降に該当する場合は、副食費が免除され、**無料 (0 円)** になります。

【 第 1 子～3 子の数え方 】

区分	第 1 子～3 子の数え方
1 号認定を受けた子どもの場合	小学校 1～3 年生の子ども及び小学校就学前で幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育園等を利用している子どもを年齢順に数えます。
2 号認定を受けた子どもの場合	小学校就学前で幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育園等を利用している子どもを年齢順に数えます。

(3) 諸雑費

- ・ 諸雑費には、入所時の物品購入費（制服、帽子、体操服など）、教材費、各種教室代、保険代等があります。施設により取扱い（対象経費や支払方法など）が異なりますので、詳細については、施設に直接お問合せください。

7 特定教育・保育施設一覧表

・施設の運営体制によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

(1) 保育所（公立・私立）

施設名		入所開始年齢	定員		保育時間	延長保育	所在地 電話番号
			保育	教育			
公立	ぐんちゅう保育所	4 か月	150	—	(標) 7:00~18:00 (短) 8:00~16:00	~19 時	米湊 768-2 (089)982-0953
	上灘保育所	6 か月	45	—	(標) 7:00~18:00 (短) 8:00~16:00	なし	双海町上灘 甲 5823 (089)986-0446
	下灘保育所	6 か月	45	—	(標) 7:00~18:00 (短) 8:00~16:00	なし	双海町串 甲 229-5 (089)987-0300
私立	さくら幼児園	2 か月	65	—	(標) 7:00~18:00 (短) 8:00~16:00	~19 時	米湊 856-2 (089)982-0614
	とりのきくじら 保育園	4 か月	110	—	(標) 7:00~18:00 (短) 8:00~16:00	~19 時	下吾川 458 (089)982-0953

(2) 認定こども園（公立・私立）

施設名		入所開始年齢	定員		保育時間	教育 標準時間	延長 保育	所在地 電話番号
			保育	教育				
公立	きたやまさき 認定こども園	6 か月	81	9	(標) 7:00~18:00 (短) 8:00~16:00	9:00~14:00	なし	中村 5 (089)982-1562
	みなみいよ 認定こども園	6 か月	80	15	(標) 7:00~18:00 (短) 8:00~16:00	9:00~14:00	~19 時	上野 580 (089)983-4339
	おおひら認定 こども園	6 か月	44	6	(標) 7:00~18:00 (短) 8:00~16:00	9:00~14:00	なし	大平甲 1056-4 (089)983-1442
	中山認定こども園	6 か月	34	6	(標) 7:00~18:00 (短) 8:00~16:00	9:00~14:00	なし	中山町出渕 2-21-2 (089)967-1266
私立	伊予くじら認定こども園	3 か月	75	21	(標) 7:00~18:00 (短) 8:00~16:00	8:30~14:00	~19 時	米湊 1370 (089)982-0904
	みかんこども園	4 か月	60	15	(標) 7:00~18:00 (短) 8:00~16:00	8:30~15:00	~19 時	下三谷 2439-13 (089)989-5805
	いよ未来こども園	4 か月	75	15	(標) 7:00~18:00 (短) 8:30~16:30	8:30~13:30	~19 時	米湊 333 (089)994-8822
	天使幼稚園	2 歳児	20	105	(標) 7:30~18:30 (短) 8:15~16:15	9:30~14:30	~19 時	米湊 756 (089)982-0503

(3) 小規模保育園（私立のみ）

施設名		入所開始年齢	定員		保育時間	延長 保育	所在地 電話番号
			保育	教育			
私立	伊予ペンギン 小規模保育園	3 か月	12	—	(標) 7:00~18:00 (短) 8:00~16:00	なし	米湊 869-6 (089)995-8181
	まんぼう 小規模保育園	3 か月	12	—	(標) 7:00~18:00 (短) 8:00~16:00	なし	米湊 1194-1 (089)989-8284

8 こんなときには変更手続きが必要です！

認可保育施設に在籍中は、保育を必要とする状態（就労など）が継続していることが必要です。
家庭状況等に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしてください。（P4 参照）

■ まずは利用施設又は子育て支援課へ報告し、必要書類を受け取ってください。

変更事由		変更届	別途で必要書類や必要な手続き等
給付認定区分	保育認定(2号)⇒教育認定(1号)	○	☐ 入所申請書
	教育認定(1号)⇒保育認定(2号)	○	☐ 利用申込みに必要書類一式
保育を必要とする事由	就職・転職・契約内容の変更等	○	☐ 就労証明書等
	退職	○	☐ 勤務・内職・自営予定書（求職活動の様式）
	妊娠・出産	○	☐ 母子健康手帳の写し
	育児休業	○	☐ 育休中継続入所申立書兼育休期間証明書 （妊娠出産前に就労で認定を受けていた等の条件有）
	育児休業明け	○	※ 状況により異なりますので、お問合せください。
	親族の介護・看護	○	☐ 申立書等
	保護者の疾病・障がい	○	☐ 申立書等
	就学・職業訓練	○	☐ 在学証明書又は職業訓練の受講証明書等
	被災による災害復旧	○	☐ 申立書等
家庭状況	保護者変更（申請者変更）		○ ※ 婚姻や離婚に伴い申請者が変更する場合に必要な
	世帯員構成	婚姻	○ ☐ 配偶者の保育の必要性を確認できる書類 ☐ 婚姻日が記載された戸籍謄本の写し （婚姻後も別居している場合のみ）
		離婚	○ ☐ 離婚日が記載された戸籍謄本の写し （離婚後も同居している場合のみ）
		同居・別居 その他	○ ※ 事由により異なりますので、お問合せください。
	住所変更	市内転居	× ☐ 家庭状況調査票等の変更（利用施設にて手続き）
		市外転出	× ☐ 退所届 ※ 市外転出後も継続して利用を希望する場合は、転出 先自治体で再度入所の手続きが必要
	世帯区分変更	生活保護世帯	○ ☐ 保護開始決定通知書の写し
		ひとり親世帯	○ ☐ 児童扶養手当証書の写し
在宅障がい児 （者）等がいる 世帯		○ ☐ 障害者手帳等の写し	
その他の変更		※ 事由により異なりますので、お問合せください。	

※ 原則、必要書類等を受理した日の翌月から保育必要量の区分を変更します。

（月途中で保育必要量を変更することはできません。）

※ 家族状況等に変更があったにも関わらず手続きがされておらず、申込み時と異なる状況と判明した場合、入所内定の取消しや退所となることがありますので、ご注意ください。